

令和6年10月31日

各 位



山梨県民信用組合

理事長 南 邦男

不祥事件にかかる第三者委員会の調査報告書の受領と 再発防止に向けた当組合の取組みについて

当組合は、去る1月19日に公表した元職員によるお客様の資金の着服（以下、「本件不祥事件」）と当時の経営陣による監督官庁への届出の懈怠や隠蔽に関連し、それらの事実関係や類似事案の有無を客観的に調査するとともに改善提案を受けるため、同日、第三者委員会を設置したところ、この度、同委員会による調査報告書が当組合に提出されましたので、その概要及び再発防止に向けての当組合の取組みについて、下記のとおり公表いたします。

本件不祥事件等により被害にあられたお客様、日頃より当組合を信頼しお取引をいただいているお客様、組合員のみなさま、地域のみなさまに対し、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことに関し、改めて深くお詫び申し上げます。当組合は、第三者委員会による調査結果を踏まえ、改善対応策の実施及びその状況につき適時適切に監督官庁に報告するとともに、再発防止に向けて役職員一同全力をあげて取り組んでまいります。

記

1. 第三者委員会の調査報告書について

第三者委員会から受領した調査報告書の要旨は、次葉以下のとおりです。なお、詳細については、同時配布の「調査報告書（公表版）（令和6年7月31日）」（以下、「調査報告書」）をご参照ください。

① 本件不祥事件及びその一部について隠蔽に至った事実関係

本件不祥事件の概要は下表のとおり（事故者〔a 元職員〕は平成 29 年 3 月退職）。

手口（事案）	ローンカード不正使用による現金の着服（甲事案）	出資金お預り証等の不正利用による現金の着服（乙事案、丙事案、丁事案）		
		（乙事案）	（丙事案）	（丁事案）
事故発生部店	旧甲府中央信用組合（現本店営業部）	須玉支店（現韋崎支店店舗内店舗）	西支店（現本店営業部）	須玉支店（現韋崎支店店舗内店舗）
事故金額（当組合実損）	約 200 万円（実損なし）	約 450 万円（実損なし）	約 100 万円（実損なし）	約 40 万円（*10 万円）
発生期間	平成 12 年 6 月～令和 5 年 9 月	平成 28 年 9 月～29 年 3 月	平成 26 年 8 月～29 年 8 月	平成 28 年 9 月～29 年 1 月
苦情申立て/当初発覚日	令和 5 年 9 月/同左	平成 29 年 3 月/同左	平成 29 年 8 月/同左	平成 29 年 9 月/同左
今回判明日	令和 5 年 9 月	令和 5 年 9 月	令和 5 年 9 月	令和 5 年 9 月

（*10 万円）内部調査では事故金額は 30 万円としましたが、第三者委員会の調査で事故金額は 40 万円とされたため、当組合は本年 8 月に 10 万円を追加弁償しました。

本件不祥事件のうち平成 29 年当時すでに発覚していた 3 件（乙、丙、丁事案）について、第三者委員会による調査によって、乙事案については、発覚当時（平成 29 年 3 月）の常勤役員全員が隠蔽する旨（公表・当局届出しない旨）を各自認識・認容し、その意思決定に一定の積極性をもって関与したことが判明した。一方で、その後、平成 29 年 8 月、9 月と相次いで発覚した事案（丙、丁事案）について、発端となった平成 29 年 3 月発覚の事案（乙事案）の隠蔽等の処理を経験・了知しない新任役員 3 名（平成 29 年 6 月就任の b 理事長、s 元理事、t 元監事）は、隠蔽する旨を認識・認容したとまでは言えず、その意思決定に積極性をもって関与したものではないことが認められた。

② 類似事案（他の不祥事件やその届出懈怠等）の有無及びそれらの事実関係

類似事案の概要は下表のとおり 3 件確認され、法令に基づく監督官庁への届出がなされていなかった。

手口（事案）	普通預金払戻金し金（現金）の着服の疑い（ α 社事案）	定例集金分の着服・普通預金キャッシュカード不正使用等による現金の着服（ β 事案）	地位を利用しての個人的資金の貸付である浮貸し（ γ 事案）
事故発生部店	南口支店（現青沼支店）	旧甲府中央信用組合東支店（現青沼支店）	増穂支店（現鰍沢支店）
事故者	P 元職員 平成 29 年 8 月退職	U 元職員 平成 14 年 3 月退職	Y 元職員 平成 24 年 11 月退職
事故金額（当組合実損）	約 200 万円（約 200 万円）	少なくとも約 53 万円（約 93 万円*1）	約 180 万円（実損なし）
発生期間	平成 27 年 12 月～29 年 5 月	平成 10 年 12 月～令和 6 年 9 月	平成 16 年、又は 17 年ごろ
苦情申立て/当初発覚日	平成 29 年 5 月、8 月/平成 29 年 5 月（当時は事務ミスとして処理）	平成 22 年 10 月、令和 2 年 11 月/平成 22 年 10 月	令 2 年 4 月/同左

手口（事案）	普通預金払戻金し金（現金）の着服の疑い（α社事案）	定例集金分の着服・普通預金キャッシュカード不正使用等による現金の着服（辛事案）	地位を利用しての個人的資金の貸付である浮貸し（壬事案）
今回判明日（判明の端緒）	令和6年1月 (内部調査及び第三者委員会調査)	令和6年7月 (第三者委員会調査)	令和6年7月 (第三者委員会調査)

(*1) 第三者委員会調査による事故金額「少なくとも約 53 万円」に被害発生期間における法定利息相当額約 40 万円を加算

α 社事案については、事故者（P 元職員）による着服の可能性は否定できないため、第一号事件に準じる第四号事件として届出すべきであったが、①の事案とは異なり、当組合が不祥事件の発生を認識しながら、あえてこれを隠蔽するために不祥事件等届出書を提出しなかったというような、故意性・積極性までは認められない。

残る 2 事案（辛事案、壬事案）については、顧客からの苦情申出を契機として、当時のコンプライアンス統括課を所管する担当役員（u 元専務）が不祥事件該当性も想定して、コンプライアンス統括課に対して更なる調査や常勤理事会への報告を指示すべきところ、不十分な調査に終わり不祥事件該当性（辛事案は着服、壬事案は浮貸し¹）が見逃されていた。他方でそれら 2 件について報告書の回覧を受けていた他の常勤役員（辛事案：e 監事、壬事案：b 理事長、s 元理事（当時常務）、v 元理事、t 元監事）は、より詳細な調査を指示する等の積極的行為をすべきであったとまでは評価できないものであった。

なお、辛事案について当組合は、着服の被害にあった顧客に対し、速やかに少なくとも 53 万 8,914 円の被害弁償を行うべきである。

③ 過去の業務改善命令を受けて策定した当組合の業務改善計画の実効性の検証と評価

2 度に亘る業務改善命令を受け、業務改善計画が策定されたにもかかわらず、平成 20 年度から a 元職員事案発覚までの間に 18 件の不祥事件等届出書が提出されており（調査報告書別紙 5）、業務改善命令及び業務改善計画の実効性が十分であったとは言い難い。

④ 一連の不祥事件及び隠蔽に共通する発生原因

当組合における今般の一連の事象に共通する発生原因として、以下の事項が認められる。

- (1) 常勤役員の遵法意識の低さ・法令に対する理解の欠如
- (2) 合併後の経営統合の不全に伴うガバナンス上の問題
- (3) 経営不振に伴う職員のモチベーションの低下
- (4) コンプライアンス統括部門の脆弱性及びサイロ化
- (5) コンプライアンス統括部の独立部門としての主体性・自律性の欠如
- (6) 不祥事案等に係る事後検証の困難性
- (7) 監事監査・内部監査の問題

¹ 金融機関の役職員がその地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、例えば、役職員自身の資金、又は顧客から個人的に預かった資金、若しくは金融機関の資金を当該金融機関の勘定を通さずして貸付けることをいう。

(8) 内部通報制度の問題

2. 調査報告書の当組合の受け止め方

当組合は今般の第三者委員会による調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、必要な追加調査を概ね終了した結果として、その内容に全面的に同意いたします。

そして、長らく被害が回復されていなかったお客さまに対して、早急な回復に努めてまいりました。具体的には、当組合の追加調査により、辛事案について被害額を約 93 万円と算定し、本年 9 月にその被害額を弁償しました。また、壬事案については、当事者間で当初 180 万円の金銭消費貸借契約が交わされていました。現時点における残債務金額は明らかではないものの、本年 9 月に残債務は免除され債権債務はない旨の合意書が当事者間で取り交わされました。当組合は合意書の取り交わしをお手伝いいたしました。お客さまに具体的な損失は生じていませんが、ご迷惑をお掛けしているのは事実なので、当組合として見舞金等の支払いに向け、顧問弁護士と協議を進め、被害者にも内容説明を行い受け入れていただいたことから、本年 10 月に見舞金をお支払いいたしました。

さらに法令に基づく監督官庁への届出が未済となっていた 3 件の不祥事件については、適切に対応してまいります。(α 社事案については、本年 7 月 3 日に不祥事件等届出書を提出しました。また、辛事案及び壬事案についても、本年 9 月 20 日に同届出書を監督官庁に提出しております。)

今後は、調査報告書に基づき策定した再発防止策を速やかに実行に移すため、役職員一同、全力で取り組んでまいります。

3. 再発防止への具体的な取組み

① 不祥事件の公表後の当組合の取組み

当組合では、本年 1 月 19 日の不祥事件公表から 7 月 31 日の第三者委員会による調査報告書を受領するまでの間において、以下の再発防止策に取り組んでおります。

なお、以下の取組みについては、調査報告書において「新しい各施策は、本年 1 月に公表した事案を踏まえた再発防止策として、理念上合理性があるものと考える。各再発防止策は、当該防止策を策定した現経営陣の陣頭指揮のもとで即座に実行に移されるべきであり、実施後もその効果を適切にモニタリングのうえ、適宜施策内容の改善変更を行う等し、形骸化や自然消滅をさせることなく、その運用の継続を徹底されたい。」との評価をいただいております。

(1) 不祥事の防止

長期職場離脱制度（営業担当者の休暇による職場離脱期間中の支店長等による顧客訪問）に関し、訪問頻度が高く親密度が高いと思われる顧客や高齢者等の不祥事が発生しやすい環境にあると思われる顧客を総務人事部が 5 件選定し（これまで営業部店

長が選定)、総務人事部長が営業部店長に通知した上で支店長等が訪問することで、同制度の実効性を担保することとしました。

次に、カードローン不正利用防止のため、ローンカード発行プロセスを改正(手交から簡易書留郵送)した平成16年11月以前に発行したローンカードを再発行し転送不要郵便で郵送しております。

(2) 不祥事の早期発見

組織の自浄作用の向上を図るため、通報内容の範囲拡大や通報者保護の徹底を実施して内部通報制度の強化をしたほか、職員の声が問題解決に直結することを狙い「(職員への)無記名アンケート実施要領」を制定するとともに、自店検査における抜打検査回数の増加などを実施しております。

(3) 職員に対する施策

役職員間で活発な対話が行える組織風土を醸成するため、タウンミーティング(全常勤役員と職員の意見交換)を営業エリア毎に開催するほか、不祥事件に対する組合の毅然とした姿勢を明確にするため就業規則の一部改正(「窃盗、横領若しくはこれに類する行為は刑事告訴がある旨を追記」などを実施しております。

このほか、取扱商品の潜在的不正リスクの発掘、過去に生じた不祥事に対する再発防止策の実効性検証を目的として、「事務ノート」(個々の商品の取扱いプロセスを分析し、内包するリスクを浮き彫りにするもの)の作成に着手しております。

(4) コンプライアンス統括部に関する施策

コンプライアンスに精通した外部人材を採用し人員の強化を図ったほか、コンプライアンス統括部署の独立性を確保するため、課から部へ昇格させるとともにコンプライアンス委員会直轄の組織へ改編いたしました。

(5) 内部監査部門に対する施策

監査に精通した外部人材を採用し人員の強化を図ったほか、監査体制の強化、内部監査部門の独立性向上として、監査部長を「重要な使用人」としたほか、独立性を阻害しないよう評価を一定水準で固定する制度を導入いたしました。

(6) 常勤役員・役員会に対する施策

常勤役員が再発防止策を強力にリードしていくことや相互牽制機能を十分に発揮するため常勤役員数を2名増員いたしました。

理事コンプライアンス規程を改定し、代表理事及び常勤理事の理事会に対する説明責任を明確化したほか、理事会規程を改定し、不祥事件の認否結果や監督官庁への届出等を代表理事による理事会報告事項として規定いたしました。

さらに、常勤理事会規程を改定し、不祥事件該当性の判断や監督官庁への届出等を決

議事項（否認の場合を含む）としたほか、理事会への定例報告事項について経営に重大な影響を及ぼしかねないリスク事項を網羅しているか自省するとともに、非常勤理事からアドバイスを受ける機会を確保するため、報告項目の見直し（苦情・事務ミスの発生状況とコンプライアンス委員会での検討状況等を追加）をいたしました。

（7）他部署との連携による相互牽制

事務部とコンプライアンス統括部との情報共有と相互牽制のために事務ミスと苦情の報告様式を統一のうえ両部へ同時回付としたほか、不祥事件届出漏れを防止するため、顧問弁護士への相談を必ず実施することといたしました。

さらに、不祥事件の定義、不祥事・苦情のレポーティングラインの明確化等のため、コンプライアンス管理規程を改定するとともに、常勤理事会への苦情報告漏れがないかチェックするため内部監査項目を見直しました。

また、監事監査の実効性を強化するため、これまで監事会にて理事長のみに実施してきた個別ヒアリングを全常勤理事に拡大したほか、コンプライアンス担当役員のみが出席していたコンプライアンス担当者連絡協議会（各部店長等で構成）を全常勤役員が参加し、各々がコンプライアンスに関する取組姿勢を説明することといたしました。

最後に、不祥事件に係る判定基準を定めた要領を制定し、届出の必要な不祥事件の内容や届出を判定する際の留意事項について整理しました。

② 調査報告書を踏まえた今後の当組合の取組み

当組合は、既に取り組んでいる再発防止策と第三者委員会よりこの度ご提言いただいた以下の再発防止策を照らし合わせ、不足している全ての事項について、追加して取り組んでまいります。

また、その取組みにあたっては、各々の項目について実施期限を含む具体的なアクションプランをすでに策定しており、毎月常勤理事会にその実施及び進捗状況を報告することにより、確実な実現を図ってまいります。

（1）不祥事件届出判定に係るマニュアル作成等

判定の基準、コンプライアンス統括部の役割、外部弁護士への意見照会等を定めたマニュアルの作成等

（2）コンプライアンス統括部の主体性・自律性

コンプライアンス委員会への付議資料において、統括部の主体性・自律性を発揮するよう当該資料の作成内容等を改善

（3）レポーティングラインの確保

苦情等の全件の常勤理事会・理事会・監事（監事会）との連携やコンプライアンス委員会付議資料の改善など

（4）理事会等の監督機能の強化

理事会の監督機能の強化や監事・監事会、コンプライアンス委員会の機能強化など

(5) コンプライアンス意識の強化

経営トップのメッセージの発信・継続やコンプライアンス研修等の実効性確保など

(6) リスクの高い業務への管理の徹底

外部での現金取り扱いに対するリスク管理の徹底や出資金業務に係るリスク対応の徹底

(7) 顧客との属人的関係

職員私有端末の利用を禁止し、組合管理の端末を整備し職員に貸与することの検討やお客様相談室の顧客への周知強化など

(8) コンプライアンス・リスク管理に資する諸施策等

コンプライアンス統括部の人事ローテーション制度や内部通報者の保護、職員アンケートにおける匿名性の確保

(9) 「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択の検討

顧客や地域への貢献やより良い組織風土醸成に向けて定めたクレド（「山梨県民信用組合のお約束」²として役職員が日々唱和）のさらなる浸透と実効性の確保のため、新たに具体的な行動基準を定めることの検討

(10) 総代会の実質化・組合員懇親会の開催

総代選挙規約の改定（自薦者の積極的応募を促す工夫を含む総代選定プロセスの見直し等）及び総代会への出席率向上のための施策、並びに常勤役員が出席する選挙区別の総代連絡会の開催の検討

(11) コンプライアンス統括部内の記録保管ルールの整備

不祥事件に関する重要資料の保管対象・保管期間を定め徹底

(問合せ先)

コンプライアンス統括部

TEL 0120-117-786

² ①「地域貢献」私たちは、組合員や地域の皆さんに提案と実践を繰返すことにより、地域の発展に貢献します。②「職場づくり」私たちは、やりがいと成長を感じる活気に満ちた職場を創ります。③「行動指針」私たちは、組合員や地域の皆さんに、より良いサービスを提供し続けることをお約束します。④「目標達成への意欲」私たちは、目標達成に向け、情熱を持って行動します。⑤「コンプライアンスの取組み」私たちは、組合員や地域の皆さん、家族や友人に説明できないことは決していません。

○ 常勤役員の変遷

年月	H29年3月	H29年5月	H29年8月	H29年9月	R2年5月	R2年11月	R5年9月
苦情申立て事案	乙事案	α社事案	丙、α社事案	丁事案	壬事案	辛事案	甲事案
理事長	I元理事長	I元理事長	I元理事長	I元理事長	b理事長	b理事長	b理事長
総括	m元専務	m元専務	m元専務	m元専務	u元専務	□専務 (*)	□専務 (*)
コンプライアンス	q元理事	q元理事	q元理事	q元理事	u元専務 (総括)	u元専務	d理事
その他	n元常務	n元常務	b理事長 (当時常務)	b理事長 (当時常務)	s元理事	■元理事(*)	c理事
	o元常務	o元常務	o元常務	o元常務	v元理事	—	—
	p元理事	—	s元理事	s元理事	—	—	—
監事	r元監事	r元監事	t元監事	t元監事	t元監事	e監事	e監事

*) 報告書に登場しない元常勤理事、または常勤理事（現任）

以上